

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 1 回 総 会

平成 2 7 年 4 月 2 日

第1回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年4月2日(木)

午後 1時30分

場 所 市役所5階 第3委員会室

(出席委員)

多 川 進	坂 口 輝 之	山 本 肇	井 谷 雄 二
原 田 稔 夫	森 岡 正 樹	松 田 良 広	仲 森 廣 光
大 江 愛 久	岡 田 住 夫	室 谷 政 輝	松 本 源 一
榎 本 満	須 崎 誓 晤	栗 原 清 志	杉 谷 俊 毅
増 田 幸 美	大 橋 秀 行	山 口 政 高	辻 本 浩 規
福 岡 淳 史	浦 坪 昇	小 瀬 功	栗 須 幹 生

(欠席委員) 福 山 康 子

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 市長あいさつ

2. 仮議長選出

3. 議事

(1) 会長選出

(2) 議席決定

(3) 会長職務代理者選出

(4) 部会構成の決定

(5) 部会役員選出

農地部会長

振興部会長

同副部会長

同副部会長

(6) その他

事務局 皆さんこんにちは。農業委員会事務局長の山口でございます。

総会開会までの進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今回の改選により、選挙による委員さん、推薦による選任委員さん、合わせて25名の方が農業委員に就任されました。本日の総会は、改選後の最初の農業委員会総会でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定により、市長の招集となっております。それでは河上市長からご挨拶をいただきたいと思っております。

市長 皆さんこんにちは。今、事務局から申し上げましたように第1回目の総会ということで、私からの招集をさせていただいたところ大変お忙しい中皆さんにご出席をいただきましてありがとうございます。25名の方に就任をいただいたわけですが、今後3年間熊野市の農業振興のために、是非ともご尽力を賜りますように心からお願いを申し上げる次第でございます。

熊野市はもとより、全国的に、皆さんご案内のとおり農業就業者については高齢化が進み、担い手が不足しているという状況でございます。

国におきましては、そういう状況を踏まえて、これも皆さん既にご案内のとおりでございますけれども、農地をなるべく担い手に集積するということを進めるために、昨年4月から農地中間管理機構という組織を作って、農地の集積・集約化を担い手に進めているということでございます。

熊野市においては、出し手も引き受け手も今のところ僅か数件上がっているようでございますけれども、熊野市のように中山間地域の多いところでは、なかなかそういう集約は難しんじゃないかなという思いでございます。

市といたしましては、国の動きはしっかりと注視しつつも、熊野市としての農業の振興を図っていく必要があるだろうというふうに思っております。

基幹産業でございます農業についても、後継者がいないという状況もありますけれども、農業については、私は、林業や水産業に比べてまだまだ色々な手は打てるんじゃないかなと思っております。柑橘中心に色々な野菜なども作られておりますけれども、特に市といたしましては、柑橘は御浜町が一生懸命引っ張ってくれている状況もございます。熊野市としては、熊野南郡一緒になって柑橘の振興はともに進めていくつもりでございますが、柑橘だけじゃなくて、やはり山間部における野菜生産のような、そういう取り

組みも今後進めていきたいというふうに思っているところでございまして、今後色々な面で皆様のご理解ご協力をいただければ大変ありがたく思うところでございます。基幹産業の農業の発展については、ここにいらっしゃる農業委員の皆様のご理解ご協力なくしてその実現は難しいと思っているところでございます。重ねて、心から市の農業発展のために皆様のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単楚辞ですけれども挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。本日、ご参集の皆さんは、顔なじみの多い中ではございますが、新人の方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いしたいと思います。二木島町の多川委員さんからお願いいたします。

多川委員 二木島町の多川です。三期目でございます。皆さんどうかよろしく願いいたします。

坂口委員 新鹿町の坂口と申します。どうかよろしく願いいたします。

山本委員 新鹿町の山本肇です。どうぞよろしく願いします。

井谷委員 波田須町の井谷でございます。どうかよろしく願いします。

原田委員 大泊町原田と申します。どうぞよろしく願いします。

森岡委員 井戸町の森岡です。よろしく願いいたします。

松田委員 井戸町の松田良広です。よろしく願いします。

仲森委員 有馬町の仲森です。よろしく願いします。

大江委員 有馬町大江です。よろしく願いします。

岡田委員 有馬町の岡田住夫です。よろしく願いします。

室谷委員 有馬町の室谷政輝でございます。どうぞよろしく願いします。

松本委員 久生屋町の松本です。よろしく願いします。

榎本委員 金山町の榎本でございます。よろしく願いします。

須崎委員 金山町の須崎です。よろしく願いします。

栗原委員 飛鳥町の栗原です。よろしく願いします。

杉谷委員 飛鳥町の杉谷です。どうぞよろしく願いします。

増田委員 皆さんこんにちは、議会推薦で市長選任ということで増田でございます。色々お世話かけますがよろしく願いします。

大橋委員 五郷町出身の大橋です。このたび激戦を勝ち抜き当選しました。よろしく願いします。

山口委員 神川町の山口でございます。よろしく願いします。

辻本委員 育生町の辻本です。よろしくお願いいたします。

福岡委員 紀和町の福岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

浦坪委員 紀和町の浦坪でございます。よろしくお願いいたします。

小瀬委員 紀和町大栗須の小瀬でございます、今回から皆さんの仲間入りとなりました。よろしくお願いいたします。

栗須委員 紀和町楊枝の栗須と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。ここで市長が他の公務のため退席させていただきます。どうもありがとうございました。

(市長退席)

事務局 次に、事務局職員を紹介させていただきます。農政係長の鈴木健君です。

農政係長 農政係長の鈴木です。これからもよろしくお願いいたします。

事務局 つづきまして、農政係の竹原千名さんです。

農政係 竹原です。よろしくお願いいたします。

事務局 紹介を終わります。

次に仮議長の選出ですが、最初の総会でありますので会長が選出されるまでの間、年長者で在任期間が最も長い仲森委員さんに仮議長をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

(仮議長着席)

仮議長 皆さん、こんにちは。ただいま仮議長の指名を受けました仲森です。議事運営に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は、24名であります。欠席の届出は、福山委員から出されております。

定足数に達しておりますので、これより熊野市農業委員会第1回総会を開会いたします。

それでは議事に入ります。議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまの着席の議席といたします。

次に、会長の互選を行います。その方法についてですが、熊野市農業委員会規程第2条によりますと会長の互選は、単記無記名の投票あるいは会議に諮って他の方法によることができるとされております。いずれの方法にしますか、よろしくご協議願います。

まず、投票にするか推薦にするか互選の方法についてご協議願います。なお、ここでは、個人名はお控えくださいますようお願いいたします。

原田委員 推薦にしたらいいと思います。

仮議長 推薦によるとの声があがりましたが、ほかにご意見ありませんか。推薦でよろしいですか。

(異議なし)

仮議長 ご異議なしと認め、会長の互選は推薦によることといたします。
それでは、推薦をよろしく願いいたします。

原田委員 仲森委員はベテランでいいと思います。仲森委員を推薦します。

仮議長 私、仲森を推薦する声があがりました。ほかにありますか。

(なし)

仮議長 ほかにご意見がなければ、私、仲森が会長に就任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

仮議長 ご異議がないようですので、私、仲森が今期の会長に就任することに決定いたしました。

会 長 ただいま、委員皆様にご推挙いただきまして熊野市農業委員会会長の要職に就かせていただくことになりました。

農業を取り巻く情勢は、全国的にも非常に高齢化が進み、後継者不足や担い手の減少により耕作放棄地、荒廃した農地の増加が深刻な問題になっております。

国、県においては、昨年、担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が創設され、動き出しているところでございます。

本市のような中山間地域では、点在した農地が多く、農地集積・集約化やコスト削減にはなかなか結びつかないのが現状ではないかと思っております。

しかし、我々農業委員会としましても、農業の構造改革に向けた役割と責任を重く認識し、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止や解消に向けて、農地中間管理機構との連携を図ってまいりたいと思っております。

一方、国においては、農業委員の選挙制度、推薦による選任制度の廃止をはじめとした、農業委員会制度・組織改革についての法案が、開会中の国会に提出されようとしております。

こうした情勢を踏まえ、熊野市農業委員会の発展のため、皆様と一緒に地域農業の新たな展開を目指して、今後3年間、職責に鋭意努力する所存で

ございます。

今まで同様、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが就任の挨拶とさせていただきます。

(拍手)

議長 それでは、熊野市農業委員会会議規則第4条の規定によりますと、会長が総会の議長となり議事を整理するとなっておりますので、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力願います。

先ず、議席についてですがいかが取り計らいましょうか。

(議長一任の声あり)

議長 議長一任の発言がございましたが、左様取り計らってよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議席は、ただいまご着席の仮議席を本議席といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、ただいまご着席の仮議席を本議席と決定いたします。

事務局より報告させます。事務局。

事務局 お手元に配布しております熊野市農業委員名簿をご覧いただきたいと思っております。それでは、報告させていただきます。

二木島、新鹿、波田須、大泊、井戸、有馬、久生屋、金山、飛鳥、五郷、神川、育生、そして紀和の順番で、1番多川進委員、2番坂口輝之委員、3番山本肇委員、4番井谷雄二委員、5番原田稔夫委員、6番森岡正樹委員、7番松田良広委員、8番仲森廣光委員、9番大江愛久委員、10番岡田住夫委員、11番室谷政輝委員、12番松本源一委員、13番榎本満委員、14番須崎誓晤委員、15番栗原清志委員、16番杉谷俊毅委員、17番増田幸美委員、18番大橋秀行委員、19番山口政高委員、20番辻本浩規委員、21番福岡淳史委員、22番浦坪昇委員、23番小瀬功委員、24番福山康子委員、25番栗須幹生委員、以上でございます。次回総会には、整理した名簿を配布いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 以上、よろしく、お願いいたします。

次に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、1番多川委員、2番坂口委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に会長職務代理者、副会長の互選を行います。その方法についてですが、会長の互選同様、熊野市農業委員会規程第2条に副会長の互選は、単記無記名の投票あるいは会議に諮って他の方法によることができるとされております。いずれの方法にしますか、よろしくご協議願います。互選の方法についてご協議願います。

福岡委員 推薦で。

原田委員 推薦で。

議長 それでは、副会長の互選は、推薦といたします。推薦をよろしくお願いいたします。

(議長一任の声あり)

議長 議長一任の発言がございましたが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということですので、増田委員さんに副会長をお願いいたします。

(拍手、異議なし)

議長 この会場に増田委員さんがいらっしゃいますので、本席からご通知申し上げます。就任ご承諾のほどよろしくお願いいたします。一言お願いします。

副会長 皆様ご苦勞様でございます。増田でございます。図らずもといいますが、全く真っ白の新参者が副会長ということでご指名をいただきました。会長指名ですので快く引き受けさせていただきたいと思いますが、副会長といえども皆さんの力添えをいただければ何もできません。会長を補佐するためにも、また熊野市農業委員会の初期の目的を達成するためにも、どうか皆さんのご協力、お力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、部会構成であります。新しく農業委員になられた方もございますので部会の設置について事務局から説明をいたさせます。事務局。

事務局 部会の設置について説明させていただきます。部会の設置につきましては、農業委員会に関する法律第19条では、選挙による委員の定数が21人以上の農業委員会に設置が認められております。

本市の場合は、選挙による委員は20名で、正式な部会ではなく、決定事項はすべて総会で決定することになりますので特に部会ごとの会議は開催

しておりませんが、委員会活動を円滑に進めるために農地部会と振興部会の二つの部会を設置し委員会を運営しております。

お配りしております資料に熊野市農業委員会の専門部会設置並びに部会会議規約がございますので後ほどご参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 部会につきましては、ただいま事務局から説明したとおりであります。部会の構成につきましていかが取り計らいましょうか。

(議長一任の声あり)

議長 議長一任の声がありましたが、さよう取り計らってよろしいですか。

(異議なし)

議長 それではそのようにいたします。地域性ほかいろいろ勘案して部会委員の選考を行いたいと思います。

暫時休憩いたします。副会長、別室の方へよろしく申し上げます。

(休憩 午後1時53分 再開 午後2時00分)

議長 会議を再開いたします。部会委員の選考を慎重に行いました。委員全員の方々に満足いただける結果とは申し上げられないかも分かりませんが、私どもといたしましては、地域性等を尊重しながら万全を期して選考したつもりでございます。ご不満の方もおられるかも知れませんが、よろしくお願い申し上げます。

事務局から選考の結果を報告いたします。

事務局 それでは、事務局から選考の結果を報告いたします。議席の番号順に申し上げます。なお、次回の総会には番号を入れて整理したものをお渡しさせていただきますので、今回は口頭の報告とさせていただきます。

1番多川委員さん農地部会、2番坂口委員さん振興部会、3番山本委員さん農地部会、4番井谷委員さん振興部会、5番原田委員さん農地部会、6番森岡委員さん振興部会、7番松田委員さん農地部会、9番大江委員さん振興部会、10番岡田委員さん振興部会、11番室谷委員さん農地部会、12番松本委員さん農地部会、13番榎本委員さん農地部会、14番須崎委員さん振興部会、15番栗原委員さん振興部会、16番杉谷委員さん農地部会、18番大橋委員さん農地部会、19番山口委員さん振興部会、20番辻本委員

さん農地部会、21番福岡委員さん農地部会、22番浦坪委員さん振興部会、23番小瀬委員さん振興部会、24番福山委員さん農地部会、25番栗須委員さん振興部会。以上でございます。

なお、会長、副会長さんにつきましては、両方の部会に所属いたします。

先ほども申し上げましたが、次回総会の際に整理したものをお渡ししたいと思っております。以上でございます。

議長 それぞれの部会での委員皆様のご活躍をお願いいたします。

次に各部会の正・副部会長互選のため、農地部会の方はこの場所で、振興部会の方は隣の第二委員会室で会議をお願いいたします。それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時03分 再開 午後2時10分)

議長 会議を再開します。各部会の正副部会長が互選されましたので、事務局より報告いたさせます。事務局。

事務局 それでは報告させていただきます。農地部会長に多川委員さん、同じく副部会長に原田委員さん。振興部会長に栞原委員さん、同じく副部会長に栗須委員さん。以上のとおりでございます。

議長 それでは、改めまして、農地部会長に多川委員さん、農地副部会長に原田委員さん、振興部会長に栞原委員さん、振興副部会長に栗須委員さんが就任されました。今後3年間よろしくをお願いいたします。それでは、農地部会長さんに一言ご挨拶をお願いいたします。

農地部会長 荒坂の多川ですけれども、一生懸命部会長として努めてまいりますので、副会長ともども皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 振興部会長さん、一言お願いします。

振興部会長 初めて振興部会長ということで、どうか皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございました。それでは、次に移らせていただきます。

事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 それでは、委員の皆さんに総会事項書と一緒に資料を配布させていただいておりますが、ご確認をいただきたいと思っております。なお、新しく委員さんになられました方には、委員バッチ、農業委員手帳、農業委員会制度と農地の

法律早わかりという冊子2冊、帽子をお配りしております。

資料につきましては、鈴木係長から説明をさせていただきます。

資料の説明に入る前に、私から農業委員会について少し説明をさせていただきます。

まず、農業委員会は地方自治法に定められている市町村に設置される執行機関であり、行政委員会であります。

農業委員会の組織構成ですが、市町村段階に農業委員会、都道府県段階に農業会議、全国段階に全国農業会議所が東京にあり、三段階の系統組織となっております。

農業委員会等に関する法律第1条には、農業委員会の目的は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するとうたわれております。

農業委員会の業務ですが、農地の権利移動や農地転用などの法令に基づく専属的権限として行う業務、法的権限に基づく業務ではありませんが、農地の確保、有効利用等の地域農業の振興を図る業務などでございます。

農業委員会の総会の議案は、合議体である委員さんの審議によって決定されます。

次に、事務局の役割ですが、会長の指揮を受け、農地法等に基づく申請書の受付、書類審査等農業委員会に係わる農地事務に従事いたします。

次に、委員の皆さんの身分ですが、非常勤の地方公務員であるとされており、特別職の公務員であります。ただし、一般の地方公務員法の適用は受けないとなっております。委員の任期ですが、3年間で、平成30年3月31日までとなっております。役員の任期も同様です。

それでは、資料の内容につきまして、鈴木係長から説明いたします。

事務局（係長） それでは、配布させていただいております、資料についてご説明させていただきます。時間の関係もございましたので、主な事項についてのみ説明させていただきます。2ページをお開き願います。

2ページ、3ページは農業委員会に関する法律を抜粋しております。

農業委員会等は、目的達成のため農地問題の公正円滑な処理、利用権の設定の促進や農業、農民のための多彩な業務を実施することとなっております。

第4条は組織に関する事項で、委員は選挙による委員と市長によって選

任される委員で組織され、委員は会長と同様に非常勤の地方公務員となります。

第5条には会長に関する事項、第6条には、農業委員会の所掌事務である法令事務、利用促進事務に関する事項等が記載されております。

また、3ページの24条では、委員は自己または、その同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。議場から一時、退席していただくこととなっております。

次に5ページをお願いします。5ページには、農業委員会条例が定められております。

第3条に選挙区、選挙区の区域及び選出委員の定数が定められております。委員の定数は20人です。選挙区は2つの選挙区で、第1選挙区は須野町から金山町までの海岸部で定数11人、第2選挙区は飛鳥町から紀和町までの山間部で定数9人となっております。

次に7ページをお願いします。7ページ、8ページは農業委員会会議規則が定められており、総会は、この会議規則に基づきまして進めさせていただいております。

第3条では会議を欠席する場合は、会長に届出をしなければならないとなっております。実際に欠席する場合は事務局へご連絡いただければと思います。

第4条では、会長が総会の議長となり議事を整理するとなっております。

8ページの第10条では議事録の作成事項で、議事録署名委員を総会において議長が2名指名することとなっております。

10ページをお願いします。10ページ11ページは熊野市農業委員会規程でございます。会長等の互選、専決事項、事務局の所掌事務等を定めております。

13ページをお願いします。13ページには、農業委員会の専門部会設置並びに会議規約を定めております。この部会は、農業委員会に関する法律第19条の2に定められおり、選挙による委員が21名以上ある農業委員会に設置することができるとなっております。当市の場合は正式な部会ではありませんが、委員活動を円滑に進めるため、ここに定めております。決定事項はすべて総会で決定することとなっております。

15ページをお願いします。15ページは毎月の業務日程でございます。申請締め切りから総会までの流れは、この表のようになっております。許可申請書の受付締切日が毎月20日。現地調査は、当月の末から翌月3日ころにまでに農地部会長、農地副部会長、地元委員、事務局職員で行います。

総会は10日までに開催し、知事許可のものは総会終了後、県への進達を行います。

申請受付日から許可日までの日数は、会長許可案件については概ね20日、県知事許可案件は概ね40日かかります。

本年度の予定につきましては、別紙で平成27年度熊野市農業委員会予定表を配布させていただいております。日程等変わる場合は、事前に連絡させていただきます。

なお、明日の現地調査は、久生屋町1件、飛鳥町で3件、育生町1件を予定しております。

17ページをお願いします。17ページは農地法第3条による下限面積等をうたっております。農地を農地として買う場合は、自ら耕作することが原則となっており、その上で各地区によって下限面積が定められております。

10アール以上は、須野町・甫母町・ニ木島里町・ニ木島町・磯崎町・大泊町・木本町。20アール以上は、遊木町・新鹿町・波田須町・飛鳥町・五郷町・神川町・育生町・紀和町。30アール以上は、井戸町・有馬町。50アール以上は、久生屋町・金山町となっております。

次に20ページをお願いします。20ページから24ページまでは、農地法第4条、第5条の農地転用許可基準が示されております。

農地転用許可は、農地区分に基づいた立地基準と転用目的の確実性等に基づく一般基準によりその可否が判断されます。

20ページから22ページは農地区分・立地基準について、23ページから審査基準であります。これは農林水産省から全国的に統一した基準により、許可事務の適正円滑化を期することとして制定されたものです。後ほどご参照いただきたいと思います。

次に26ページをお願いします。26, 27ページは、熊野市農業委員会の申し合わせ事項でございます。農地法3条関係、圃場整備、始末書について記載しております。農地法3条関係では通作距離の範囲が定められております。

市外居住者が、熊野市内において農地を求める場合の通作距離範囲は、一応表記のとおりとなっております。

新規参入者につきましては、農地部会役員、地元委員、事務局職員による聞き取り調査を現地調査日に行っております。

29ページをお願いします。29ページは委員の報酬でございます。農業委員さんの報酬は、月額報酬で会長 18,000 円、副会長 13,000 円、委員 11,000 円となっております。

報酬の支払いにつきましては、指定口座への振込みとさせていただきます。振込み日は、総会開催日とさせていただきます。

31ページをお願いします。31ページは熊野市委員会互助会の会則です。委員の研修、親睦並びに互助共済を図ることを目的としております。皆さんの報酬の中から毎月親睦会費 2,000 円を差し引きさせていただいております。任期満了のときは、残金はすべてお返しさせていただいております。資料には記載しておりませんが、全国農業新聞代月額 700 円も毎月の報酬から差し引かせていただいております。また、所得税につきましても源泉徴収により、天引きさせていただいております。

最後に、委員さんの公務上の事故に対する保障に公務災害保険に加入しておりますことを報告させていただきます。

なお、この資料にかかわらず、不明な点がございましたらいつでも事務局にお問合せください。

議長 ただいまの事務局の説明に限らず、不明な点はいつでも事務局に問い合わせいただいたらと思いますし、事務局の判断だけでいけないものについては、県にも問い合わせをするなどして説明させていただきます。

次に、事務局から連絡事項がございます。

事務局 事務局から連絡事項を申し上げます。4月の農地転用申請農地等の現地調査は、明日、4月3日金曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。

また、次回の総会ですが4月10日金曜日、午前9時30分から駅前の文化交流センターでの開会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。なお、総会までに総会開催文書と総会事項書を送付させていただきますので、総会当日にご持参くださいますようお願いいたします。事務局からの連絡事項は以上でございます。

議 長 ほかに何かございませんか。

浦坪委員 22番、浦坪です。今、鈴木係長から縷々農業委員会会則等の説明を受けたわけでございますけども、熊野市農業委員会としての判断でもってある程度の基準を作るということについては、改正する場合は、この総会でもっての改正ということになるんですか。例えば、下限面積の20a～50aとか通作距離の問題とかは、農業委員会で決定したことについては総会でもって改正するということはできるんですね。

事務局 通作距離と下限面積の関係は総会で決定することができます。

議 長 ほかにありませんか。新しい方もおられますので質問があればどうぞ。

松本委員 公務で知り得た情報について、ほかの人にどこまで話してもいいんですか。

事務局 公務で知り得た情報については、第三者に口外しないようお願いします。

議 長 ほかにありませんか。

(なし)

議 長 ほかにないようですので、本日はこれをもって閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後2時30分)